

入札監理小委員会
第332回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第332回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成26年8月5日（火）17:14～18:29

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- （独）国際協力機構東京国際センター施設管理・運営業務（（独）国際協力機構）
- （独）国際協力機構筑波国際センター施設管理・運営業務（（独）国際協力機構）

2. 中小企業大学校（東京校）の平成27年度以降の民間競争入札に関する考え方について

（（独）中小企業基盤整備機構）

3. その他

〈出席者〉

（委 員）

稻生主査、石村専門委員、古笛専門委員、清水専門委員、小松専門委員

（（独）国際協力機構東京国際センター）

大川次長、吉田参事役、小島企画役、外崎主任調査役

（（独）国際協力機構筑波国際センター）

植村次長、川嶋主任調査役

（（独）中小企業基盤整備機構）

経営支援部人材支援グループ 伊藤グループ長、岩本審議役、白川審議役

経営支援部人材支援グループ大学校運営支援課 早川課長

総務部総務課 落合課長

（事務局）

新田参事官、金子参事官

○稻生主査　ただいまから第332回入札監理小委員会を開催します。

本日は「独立行政法人国際協力機構東京国際センター施設管理・運営業務」「独立行政法人国際協力機構筑波国際センター施設管理・運営業務」「中小企業大学校（東京校）の平成27年度以降の民間競争入札に関する考え方について」の実施要項（案）等についての審議を行いたいと思います。

最初に「独立行政法人国際協力機構東京国際センター施設管理・運営業務」の実施要項（案）について審議を行います。

最初に、実施要項（案）について、独立行政法人国際協力機構東京国際センター大川次長より御説明をお願いしたいと存じます。

説明は15分程度でよろしくお願ひいたします。

○大川次長　本日はよろしくお願ひいたします。東京国際センターの総務担当次長の大川でございます。

お手元に配付されてあります実施要項（案）に従いまして、簡単ではございますが、内容を御説明させていただきます。

まず、1ページ目をごらんください。東京国際センターの事業の概要でございますが、当センターは、国際協力機構、略してJICAが設置する15の国内機関の1つでございまして、関東甲信越地方のうち一都四県を所管し、次の2つの事業を実施しております。

1つ目は研修事業でございます。これは、途上国の開発に必要な知識・技術を移転するために、保健、医療、インフラ整備、環境保護、民間セクター開発など多様な研修コースを実施しております。毎年度、世界120カ国以上の国々から4,000名を超える研修員を受け入れており、その受け入れ規模はJICA全体の受け入れ数の4割を占めておりまして、国内機関中で最大でございます。

2つ目の事業は、JICA内の組織改正により本年度から当センターが担当している事業でございます。市民参加協力事業と言います。これは、一般の方々の国際協力への参加を促進するための事業でございまして、途上国の開発に資する事業を行うNGO、自治体、民間企業などの海外展開支援、それらの団体との国内での連携事業、また、学校などを対象に途上国の現状や国際協力の必要性を紹介する開発・教育支援事業などを実施しております。

センターへの来館者数は昨年度で2万4,000人ほどでございますが、市民参加協力事業も加わったことから、今後増えていくことが予想しております。従来からの研修事業に加え、市民参加協力事業が加わり、地域に根差した機関となるべく、センター一同、努力を続けております。

次に、このたび施設管理・運営業務の委託の対象とする施設の概要でございます。東京国際センターの現在の施設は、1985年に建設され、今年で築29年でございまして、渋谷区西原の住宅街に立地しております。敷地面積は約1万平米でございまして、その中に、本館、別館、宿泊棟と3つの建物がありまして、建物の総面積は約2万平米となっております。本館と別館は、職員の執務室、研修などに利用するためのセミナールーム、さらに本

館には、研修員の3食を賄う食堂がございます。宿泊棟は441室ございまして、研修員はここに平均で40日、長い方で2年から3年滞在して研修を受けております。宿泊施設の利用率は月によって変動がございますけれども、年間の平均で53%程度となっております。

次に、このたび委託する業務の内容でございますが、2ページをごらんください。このたび委託する業務は、大きく分けると次のようになります。フロント、すなわち受付業務、これはセンターの顔になります。食堂運営業務、清掃業務、警備業務、設備管理業務、設備定期点検業務、施設全体を管理していただくための総括業務、その他施設管理に附帯する業務となっております。

このたびの入札方式は現在の契約同様でございまして、総合評価落札方式で行いますが、この実施要項（案）の作成に当たっては次の3点をセンターとして念頭に置きました。

1点目は、国の予算を活用する事業でございますので、業務の質の確保・向上と業務コスト等の削減を図るという点でございます。

2点目としては、閑散期を除いて200名以上の海外からの研修員が滞在する施設でございますので、落札事業者に確実・安定的に業務を実施していただくという点でございます。

3点目は、JICA全体で事務合理化が課題となっておりますので、施設管理・運営業務等に係る当センター側の事務コストを軽減するという点でございます。

このたびの実施要項は、これら3点と、昨年度、入札等監理委員会で御審議いただきました横浜国際センターの実施要項を踏まえて策定いたしましたが、現行契約の入札実施要項と比較して、主に次の6点を変更しております。

4ページから5ページをごらんいただければと思います。

変更点の1点目といたしましては、サービスの質を設定し、アンケート調査等を基準に、その達成度を管理することといたしました。この実施要項の別紙3に示しております研修修了時に行うアンケートで、サービスの質に関し「大変満足」「満足」の回答が75%以上の評価を得るなどの基準を設けております。

変更点の2点目といたしましては、業務の質の向上、業務コスト等の削減に関しまして、応札者の方々に提案をしていただきまして、それを積極的に取り入れることといたしました。評価の配点は、技術点200点、価格点100点としておりますが、技術点のうち150点につきましては、この業務の質の向上、業務コスト等の削減に関し、応札者の裁量、創意工夫というところを図るものといたしました。また、応札者の提案を生かすという点に関連しては、各業務に関して、従来は、例えはフロントであれば日勤要員10名など配置人員を固定しておりましたが、それを廃止いたしまして、かわりに業務内容と最低人員のみを示し、そのほかの配置は入札者の裁量に任せるという方式にいたしました。

変更点の3点目といたしましては、6ページをごらんください。契約期間は、現行の契約では3年しておりますが、次回の契約では5年と延ばしました。また、3ページに示した植栽管理だとか、リネンサプライ及びクリーニング業務など、施設管理・運営業務になじむものにつきましては、従来別契約でやっていたものを、今回はこの入札で行う契約

に入れ込み、委託することといたしました。

長期かつ契約規模の大きな契約のほうが応札者にとって人材の配置などに安定的・効率的な事業実施ができますし、魅力的なものとなりますので、多くの応札者が見込め、競争性が増すものと私どもとしては考えております。また、施設管理運営業務等の契約に係る当センター側の事務コストも抑えることができると考えております。

変更点の4点目といたしましては、6ページから7ページをごらんください。競争性を確保するために、新規業者ができるだけ参入しやすいように、競争参加資格、入札スケジュール、落札内定後の準備期間等を設定いたしました。競争参加資格につきましては、従来は全省庁統一資格のAまたはBとしておりましたが、共同企業体を組む場合、代表者以外はCまたはDでもよいことといたしました。また、総括業務、フロント業務以外については再委託を認めることといたしました。また、業務主任については、前回の入札では履歴書の提出を求めておりましたが、これも廃止いたしました。

さらに、入札スケジュールについては7ページに書いてございます。入札公告については10月下旬としておりますが、貴委員会の審査状況に応じ、可能な限り前倒しで公告をいたしたいと考えております。また、落札事業者内定後の事業準備期間も3カ月確保いたしました。

なお、この実施要項（案）で入札等に関する質疑応答の日程が11月上旬と書かれていると思いますが、これは11月下旬の誤りでございます。申しわけございません。御訂正くださるようお願ひいたします。

変更点の5点目としては、応札者が提案、コスト計算をしやすいように、実施要項の中で私どものセンターの事業情報を大幅に開示いたしました。ですから、このような厚い実施要項となっております。

変更点の最後といたしましては、審査の透明性を確保するために、JICAの研修事業、当センターの施設の内容を把握され、また、ともに同一地域で活動する公的機関に応札者様からの企画書の審査委員に入っていただくこととなっております。

駆け足の説明となり申しわけございませんが、私からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○稻生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、本実施要項（案）について御質問、御意見のある委員の先生方は御発言をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

横浜で9者入札があって、実質的には8者応札ということでございましたし、落札率も67%台で大変成功裏に終わったということで、それを受け、項目について柔軟に見直しをいただいたとか、入札参加資格要件の緩和等の御工夫をなさったということで、総じて結構ではないかと思っております。

1つ、東京のほうですけれども、業務受託実績のところで、150室以上の宿泊設備を有する施設ということで、後に出てくる筑波とは若干異なってハードルを高目にしていくとい

うことがございまして、恐らく御趣旨は、相応の規模の実績を持っているところにお願いをされたいということかと思いますが、この150室という点はかなりこだわる線ですか。

○大川次長　はい。

○稻生主査　要は、類似業務ということであれば、必ずしも150でなくてもいいのではないかという感じもいたしますけれども、この点はどうでしょうか。

○大川次長　この点は私どもも議論いたしまして、繁忙期に300人程度の入館者数となるケースがとても多いのです。ですから、業務を確実・安定的に実施していただくという観点から、その半分ということで設定をさせていただきました。

なお、厚生労働省の衛生行政報告例では、東京のホテルの客室数の平均が140室であるということですので、管理可能な業者も一定数存在するのではないかと私どもとしては推測しております。

なお、パブリックコメントでこの点がかなり多くコメントが出て、もう少し引き下げるべきだということであれば、またここについては検討させていただきます。

○稻生主査　先ほど利用率のところで口頭で53%というのがあったのですけれども、やはりピーク時になると満杯という形で、300人とか、このような方がいらっしゃるということですね。

○大川次長　はい。

○稻生主査　そういう意味で、150以上の実績がある方をお願いされたいということでございますね。

○大川次長　300室以上になるのが1年のうち半分。

○稻生主査　半分が300室以上になるわけですか。わかりました。

○大川次長　かなりばらつきがございます。

○稻生主査　わかりました。

ほかに何かございますでしょうか。

それから、大分細かい仕様がついていましたが、専門でもないので中身を全部見ることはできませんけれども、基本的にはこれは横浜と同じような中身で仕様をつけておられるということでよろしうございますね。

○大川次長　はい。

○稻生主査　わかりました。

小松先生、何かございますでしょうか。

○小松専門委員　特にはないですが、先ほどおっしゃっていた1985年築で、もう30年近くたっていますよね。そろそろ設備が危ないのではないかと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○大川次長　これにつきましては昨年度末も大規模な改修をしておりますし、必要な改修は実施しております。

○小松専門委員　それだったら、業者のはうに負担がかかるということは余りないと。わ

かりました。

○稻生主査 よろしいでしょうか。

○小松専門委員 はい。

○稻生主査 ほかの皆様はよろしいでしょうか。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきたいと思います。

事務局から確認すべき事柄がございますでしょうか。

○事務局 本実施要項（案）につきましては、今後、パブリックコメントを実施していただきまして、その結果を報告するということでよろしいでしょうか。

○稻生主査 はい。よろしいかと思います。

それでは、本実施要項（案）につきましては、先ほど修正もあり得べしというような話もありましたけれども、今後実施される予定の意見募集の結果を後日入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めさせていただきたいと思います。

国際協力機構におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますようよろしくお願ひいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認なさりたい事項がございましたら事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

本日はどうもありがとうございました。

((独)国際協力機構東京国際センター退室、(独)国際協力機構筑波国際センター入室)

○稻生主査 次に「独立行政法人国際協力機構筑波国際センター施設管理・運営業務」の実施要項（案）について審議を行います。

最初に、実施要項（案）について、独立行政法人国際協力機構筑波国際センター植村次長より御説明をお願いしたいと思います。

説明は15分程度でよろしくお願ひいたします。

○植村次長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、私から御説明させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、実施要領につきまして、1ページ目をごらんいただければと思います。目次の次でございます。

先ほど東京センターの説明を申し上げましたが、私どもは、JICA（国際協力機構）の国際センターの一つとして茨城県つくば市にございます。昨年御審議いただきました横浜と先ほどの東京と違いまして地方にございまして、敷地面積5万平方メートルの中で農業の研修をやっている機関で、水田等の圃場を有している機関でございます。

私どもの前身は、実は1961年ぐらい、JICAの前身のアジア協会の時代に、今と別の場所の内原に農業研修センターという形で設立されたものでございます。その後、1980年ぐら

いに筑波研究学園都市が整備されることになりました、現在の場所に移転してまいりました。

ただ、当時は、農業をやる農業研修センターと、その他の研究学園都市の研究所等で研修を実施しますインターナショナルセンターの2つの組織がございました、1996年に組織が合併して現在の筑波国際センターになったという経緯がございます。ですので、後ほど平面図等をごらんいただくとわかるのですが、実は施設的には2つの施設が私道を挟んだ形で対峙しているという形になっております。ただ、宿泊施設は、インターナショナルセンターのほうだけにございました195室でございまして、年間を通しておおよそ60%ぐらいの宿泊率で推移しております。

設立は、先ほど申し上げましたように、1980年ということで、設立以来34年目ということで、JICAのセンターの中で一番古い状態でございます。3年前の東日本大震災のときは、ひび割れ等が若干発生いたしましたが、施設自体は適宜補修をしておりますので、特に問題なく来ております。また、今年、建物診断調査を実施する予定でございますので、建物の問題等についてはこの契約と別の形で対処していく予定としております。

それから、事業の特徴といたしましては、先ほども御説明いたしましたとおり、農業の研修をやっておりまして、年間700名程度の研修員が私どものセンターに来ております。そのほか、私どもは茨城県と栃木県を所管しております、研修以外のいろいろな市民参加協力事業等もやっております。昨年度25年度につきましては、年間を通して約1万7,000人の方が私どものセンターに来て、いろいろな研修とか勉強をしていただく機会をこれは日本人の方向けですけれども、そういう形の事業を実施しております。ただし、これらの方は昼間短時間来られる方ですので、宿泊者の大半は外国から来る研修員となっております。

続きまして、2ページ目をごらんいただければと思います。構成等は、横浜、東京センターとほとんど同じなのですが、私どもにつきましても、この2ページ目の下の「(2)業務の対象と業務内容」に書きましたとおり、これらの1)から14)の業務を今回の契約に入れております。

3ページ目の下にあります車両運行業務が入っている点と、4ページ目の「12)自転車管理業務」「13)新聞購読業務」「14)図書館運営業務」等が入っている点がTICと若干違います。ただ、内容的にはほぼ同じでございまして、やはり競争性を高めることと、落札事業者の裁量による創意工夫や発案を歓迎して、積極的な改善提案をいただけるような内容とするということを主眼にこの実施要領を作成いたしました。そのため、個別には御説明いたしませんが、両センターと同じように、要員配置の人数の指定を可能な限りなくしまして、入札参加資格等も緩和いたしましたし、あと、総括やフロント以外の再委託を可とする等、できることはかなり取り入れて改善をいたしております。

続きまして、5ページ以降をごらんいただければと思います。これも横浜、TICと同じでございますが、私ども、前回の建物管理契約等では余り入れていなかったのですけれども、

今回の契約につきましては、業務の質の設定ということにかなり重点を置いてございまして、宿泊者に対しましてはTIC等と同じようにアンケートを実施しまして「大変満足」「満足」の回答が75%になるような評価を得ることということで設定をさせていただいております。それから、各業務につきましても、提案があれば積極的に記載してもらい、柔軟な形での事業改善を図っていくということを考えております。

それから、契約期間につきましても、TICと同じく、私どもの本部等と協議いたしまして、これまで3年間だったのですけれども、3年間ですと、慣れたころに契約が終わってしまうということで、安定的に事業を実施していただくという観点からも、今回の契約からは5年間の契約とすることで考えております。

飛ばしまして、8ページの入札スケジュールです。これはTICよりちょっと後ろ倒しにしておりますが、私ども、横浜の例にならった形で無理のないスケジューリングをしておりますけれども、今後の流れによっては、なるべく入札公告とか入札を前倒しにできるよう努力してまいりたいと思っております。現在のところは11月上旬に入札公告、入札・開札は1月上旬ごろということで考えております。

それから、選定方式につきましても、横浜、TICと同じく総合評価落札方式で、提案書の点数200点、価格点100点の計300点で審査するということで、これに変わりはございません。

同じく、公平性を保つということで、審査に当たりましても外部の方にお願いするということで、今、検討しております。私どもの研修事業をいろいろお願いしている機関でございますが、当センターの近隣にございます独立行政法人の方に審査委員をお願いしたいと考えております。

概要としては、非常に駆け足で、細かいことを御説明しておりませんが、私からの説明は以上とさせていただきます。ありがとうございます。

○稻生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、本実施要項（案）について御質問、御意見のある委員の先生方は御発言をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

お願いします。

○小松専門委員 業務の中に図書館運営業務が入っているのですけれども、これは要項を拝見すると、かなり高度な専門性を必要とする仕事のように思うのです。現在、この仕事というのはどのように運営されているのですか。

○植村次長 これは別の会社に委託しております、28年度まで契約が続く予定でございます。ですので、この契約の途中から、できたら29年度から入れたいと思っております。ただ、実際に、今やっている契約内容といたしましては、司書の方1名を張りつけて仕事をしていただくのと、その方を管理する総括の方が配置されるという形の契約でございます。内容的には非常に細かいのですけれども、図書館司書の資格をお持ちの方でしたらできる業務だと思っておりますので、私ども、同じような仕様でこの契約に入れても応札することはできるのではないかと思いました。

○小松専門委員 例えは再委託みたいな形になるのではないかと思うのですけれども、それはよろしいのですか。

○植村次長 先ほど御説明いたしましたが、今回、再委託要件も特に書いておりません。

済みません。再委託のところは、どこのページに書いたか、今、見えないのですが、私どもの中では、今回からはフロントと総括業務以外の再委託は可能としておりますので、特に問題ないと考えております。

○小松専門委員 はい、結構です。

○稻生主査 これは蔵書は何冊ぐらいあるのですか。もちろん、ざっくりで結構です。

○石村専門委員 2万冊ぐらい。

○稻生主査 どこかにありましたか。2万ですか。

○植村次長 ちゃんと仕様に書いてあると思います。済みません。

○稻生主査 わかりました。それで結構ですので、大丈夫です。これだけありましたね。済みません。2万ですね。

私もそこを質問しようと思っていたので、今まで尽きたと思います。

先生、よろしいですか。

○小松専門委員 はい、結構でございます。

○稻生主査 先生方、ほかにいかがでしょうか。

基本的には問題ないですか。

ちなみに、これまで一者応札が続いている、今回これだけ包括して、果たして受け皿はありそうかどうか。そこら辺の市場環境というか、この点はどうでしょうか。

○植村次長 一応、私どもも過去の入札を調べたら、24年度、25年度、26年度につきましては一者応札だったのですが、その前の21年度、22年度、23年度は実は2者入っておりまして、落札したのはTBSさんだったのです。そのときの要因は何かということでいろいろ資料を調べましたら、入札公告が非常に早く10月ぐらいにやっていたのですね。やはり準備期間がないという入札はなかなか厳しい。そこにつきましては今回は従来より早くなっておりますので、何とか大丈夫ではないかということを考えております。

それから、ビル管理業者の情報も調べているところですが、つくば市に事業所を持っている大手の企業様が7、8社ございますので、そういうところにこれから営業して、何とか応札していただけるように私どもは努力してまいりたいと思っております。

○稻生主査 わかりました。

これからパブリックコメントにかけるでしょうから、そこでもし何か意見があれば、また適切に御対応をお願いできればと思います。

○植村次長 はい。

○稻生主査 先生方、このほかいかがでしょうか。何か御質問よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 本実施要項（案）につきましては、今後、パブリックコメントを実施していただきまして、その結果につきまして小委員会のほうに報告するということでおろしいでしょうか。

○稻生主査 はい、お願ひします。

それでは、繰り返しになりますけれども、本実施要項（案）につきましては、今後実施される予定の意見募集の結果を後日入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思います。

国際協力機構におかれましては、本日の審議や、今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますようお願ひいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日、質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局までお寄せいただければと思います。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

本日はどうもありがとうございました。

((独)国際協力機構筑波国際センター退室、(独)中小企業基盤整備機構入室)

○稻生主査 続きまして「中小企業大学校（東京校）の平成27年度以降の民間競争入札に関する考え方について」の審議を行います。

最初に「中小企業大学校（東京校）の平成27年度以降の民間競争入札に関する考え方について」、独立行政法人中小企業基盤整備機構経営支援部人材支援グループ伊藤グループ長より御説明をお願いしたいと存じます。

説明は15分程度でよろしくお願ひいたします。

○伊藤グループ長 御紹介いただきました中小機構の伊藤でございます。本日は、中小企業大学校（東京校）の27年度以降の民間競争入札についての考え方を御審議いただくということです。

実は、東京校でございますけれども、25年6月の公共サービス改革基本方針の閣議決定は、実施場所が未定ということで本年度に持ち越しております。中小企業大学校は9校ございまして、8校は既に昨年御審議いただきまして、今年度からスタートしているという状況になっております。東京校につきましては、本年度については一般競争入札で対応いたしておりまして、今年度の審査という形になっております。昨年度の8校についても、実は4社が一者応札というような形になっておりまして、今年度、東京校につきましては、こういった一者応札を何とか改善したいということでいろいろ案を練っておりまして、今回御説明をさせていただきたいと思います。

それでは、詳細につきましては岩本審議役のほうから説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○岩本審議役 岩本でございます。

それでは、資料3－2に基づきまして御説明させていただきます。経緯につきましては、今、伊藤のほうから申しましたけれども、東京校を除く8校につきましては民間競争入札ということで26年度事業から実施させていただいております。東京校につきましては一般競争入札ということで、1年間だけの契約でございますけれども、実施しているということでございます。

26年度、民間競争入札を入れました8校につきましては、今御説明したように、4校について一者応札になってございます。また、一般競争入札でありました東京校につきましても同様に一社入札となっておりました。なお、この一者応札となった東京校を合わせた5校につきましては既存の契約先となっておりまして、26年度以降、引き続き事業を実施していただいているという状況でございます。

8校と、東京校の一般競争入札の説明会に参加された方と、応札者については、下の表のとおりでございます。

続きまして、2ページでございます。ここでは、私ども独立行政法人の一者応札契約をめぐる環境につきまして書かせていただいております。「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」という平成21年度の閣議決定を受けまして、総務省のほうから契約の関係については外部有識者等で構成する契約監視委員会を設置して、点検・見直しを行いなさいというようなこと、それから、一者応札等につきましては、その結果を取りまとめて公表するということになってございまして、中小機構におきましても、大学校業務を含めて、十分な一者応札の改善策を講じることが急務になっているというような環境にございます。

今回、大学校におきます具体的な入札方法の見直しについて御審議いただくわけでございますけれども、2．の（1）にございますように、一者応札につきまして、我々としても要因の分析をやってまいりました。25年度の民間競争入札8校分と東京校の一般競争入札の入札説明会には参加したものとの結果的に辞退された業者につきましては入札辞退届の提出を求めておりますけれども、この提出された辞退届の辞退理由を把握しまして、さらにアンケートとヒアリングによりまして詳細な調査を実施しまして要因の分析をいたしました。

そうしたところ、下に書いてございます①から⑤の要因が抽出されております。

1つは、入札単位にかかわるものでございます。これにつきましては、研修業務と施設管理運営業務を1つの契約として入札していることによって、専門性が異なる事業でございますので単体で実施できる業者がいないということで、結果的に共同事業体を結成する必要があったということが1つ。

それから、この共同事業体を組むということとも関連することでございますけれども、共同事業体を結成することによって、その事業者間の交渉でありますとか意思決定のための十分な期間を確保することができなかったという点がございまして、この辺も入札に係るスケジュールについての要因が1つございました。

もう一つは、委託業務の範囲でございます。ここでは事例的に挙げさせていただいておりますけれども、水道光熱費につきましては事業者が負担するということでございまして、100分の3を超える上昇があった場合については機構が負担することにはなっておったのですが、それも事業者にとってはリスクと感じておられるということが指摘されております。

4点目でございますけれども、実施要項等の記載内容がわかりづらかったということがございます。特に再委託が可能な業務なのかどうかという判断が難しいという声が上がっています。

5番目でございます。企画書等の提出書類に関する様式についても、もう少し自由に記載できる様式であってほしいという点が指摘されてございますので、これも一者応札になった要因の一つかなと分析したところでございます。

この5点の大きな要因のもとに、東京校の27年度の民間競争入札における見直しにつきましては以下のようにさせていただきたいということで、御審議いただくわけでございます。

今、2. の(1)で申し上げましたとおり、一者応札になった契約についての改善を図っていく必要がございます。それにつきましては、特にここで大きな要因として挙げられました2. の①から⑤の事項につきましては可能な限りの改善を図ることとしたいと思っております。中でも、入札単位につきましては、従来の研修業務と施設管理運営業務をあわせて1契約として入札していたものでございますけれども、この研修業務を1契約、施設管理運営業務を1契約として入札することに変更したいと考えております。

この入札単位を見直す理由についてでございます。これにつきましては、一括、一体で入札するということについては、従前から、本委員会におきまして中小機構としては、事業規模の拡大によるスケールメリットでありますとか、人員配置の面において効率化が図られるということで、一体的に入札することを主張させていただいてきたところでございます。しかしながら、今まで御説明させていただいたように、一者応札という実態がございまして、この大きな要因の1つとして、事業共同体を結成することが障壁になっているということがございました。これについては専門外の業務に係る相手先を見つけることや、その見つけた後も、契約条件でありますとか、どのように調整していくかということで時間と労力を要して、入札のスケジュールにまでなかなか持っていくことができなかつたということがございました。

それから、東京校についての固有の要因でございます。東京校につきましては一般競争入札でございまして、単年度だけの契約ということがあって、事業者の方々からは、最低でも3年以上の契約が欲しいのだという意見も出されておる中で入札をやったわけでございます。結果、一者応札ということでございます。

27年度の東京校の民間競争入札につきましては、7月11日の閣議決定を受けまして、契約期間を単年度から複数年の2年にさせていただいてはおりますけれども、事業者の意見

からは十分な契約期間であるとは言いがたいところもございます。こういうこともございまして、研修業務と施設管理運営業務を1つずつの契約として、必ずしも共同事業体結成を前提としない入札単位に変更することで、応札者の増加を促すことに持っていきたいと考えております。

21年度の閣議決定を受けた総務省の指導もあり、一者応札については、先ほど来申し上げておりますけれども、中小機構組織挙げての至上命題でもありますので、これにつきましては予断を持たず、考え得るあらゆる手段を尽くす必要があろうかと考えております。まずは、27年度の東京校の民間競争入札において入札単位についての見直しを試行的に取り組んでまいりたいと考えております。

これらの見直しをいろいろやることによって応札者の増加を図ることで、競争性の確保を得るとともに、民間事業者からより多くの提案がなされることが期待されております。多くの提案がなされることによって、機構といたしましてもいろいろな提案の選択肢が増えるということで、質的な向上にもつながるのではないかと考えておるところでございます。

4ページ目のところにつきましては、参考資料として「東京校の民間競争入札等に係る事業規模」ということで挙げさせていただいております。25年度につきましては一般競争入札の金額を入れさせていただいております。ただ、この業務内容につきましては、以前からこの場でも中身の御議論をいただきながら変えさせていただいておりますので、単純な比較はできないかと思いますけれども、参考資料として挙げさせていただいた次第でございます。

27年度の東京校の民間競争入札につきましては、25年度の一般競争入札と同じ内容のところで行いたいということでございます。今回の実施状況に関する評価の実施時期でございますけれども、今回の入札方法等の改善による影響及び結果につきましては、平成27年度終了時点において検証し、平成29年度以降の競争入札に反映することとしたいと考えております。これにつきましては、8校につきましては前回のこの委員会でも御議論いただきまして、民間の短期研修につきましての研修企画及び募集業務については機構がやらせていただくということで決定いただいております。その結果につきましては27年度終了時点で検証することになってございまして、それに合わせた時点で今回の変更につきましてもやってまいりたいということでございます。とりあえず分割して発注するということにつきましては東京校で試行的に実施させていただいて、その結果も踏まえ、その間に他校につきましても民間事業者の意見等々のヒアリング等も引き続き行いつつ、検証を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稻生主査 御説明ありがとうございました。

それでは「中小企業大学校（東京校）の平成27年度以降の民間競争入札に関する考え方について」、御質問、御意見のある委員の先生方は御発言をお願いしたいと思いますけれ

ども、先生方、いかがでしょうか。

済みません。最初にお聞きしたいのが、複数年契約ということで去年伺っていて、それで2年という期間についても閣議決定ですか。

○岩本審議役 2年以上の複数年。

○稻生主査 であれば、3年、4年でもいいわけですね。

○岩本審議役 はい。ただ、研修企画と募集につきまして機構のほうに戻して、機構のほうで再度やらせていただいておる結果、27年度実績を見て、29年度からそのままやっていいかどうかということについて検証することになっております。

○稻生主査 それは9校全部そろう必要はないのではないか。それというのはそろわないといけないのですか。つまり、8校については検証できるわけですね。例えば、今回、3年とか4年にしてしまって、少し長目にして、東京校だけ別に走るというやり方というのはできないのですか。

○事務局 別に不可能ではないと思っております。

○稻生主査 そうですか。要は、何が言いたいかというと、どうして2年という中途半端な期間にこだわるのかなというのがちょっと疑問なのです。いろいろ工夫をされているのはもちろんわかりますし、総務省のいろいろな文書についてもこちらは承知しておりますけれども、努力のなさり方が、大変失礼なのですが、我々からすると、去年の御説明とも矛盾を感じて、ややちぐはぐな感じですね。失礼ながら、そのような印象を最初持っております。

今の御説明も、それほど説得的という感じがしないのです。ほかの先生方にもまたご議論いただければと思うのです。

我々としては、基本方針に、できるだけ包括化できるものであれば包括化しましょう。したがって、異業種みたいなものが入り込んだような包括契約であっても、それは十分な準備の期間、つまり公告の期間がとつてあるのであれば、これは民間さんも準備なさることが可能だろうし、だからこそ、統括管理者みたいなものを置いて、調整できるような体制をつくっていただいて、入札にできる限り応募していただくような、そもそもこういう発想で市場化テストが走ってきたわけです。

他方、総務省さんのいろいろな要望もあって、そちら様として、ある種焦っているというか、非常に苦しい対応をされている。これももちろんわかるのです。ただ、契約を切り刻む形で対応するのが全てなのかなというと、まだ時期尚早な感じが若干するのです。

今、資料3-2で御説明いただきましたけれども、2ページ目に5点にわたるいろいろな分析結果を出しておられる。確かに、入札単位はばらばらのほうが入札しやすいというのも一般論としてはわかります。実際に昨年度の議論も小松専門委員からそのような御指摘をさせていただいた。ところが、おたく様のほうから、むしろ逆に、まとめたほうがいろいろやりくりもできるし、効率性を發揮できる可能性もあるのだというような御説明をして、実は監理委員会でいろいろもめて、私も苦しい説明をして乗り切ったことがあります

した。そういう意味では、一旦包括化の方向がうまくいくような対応をとられて、その結果を平成27年度の検証で確かめるというほうが筋としては通るかなというのがあります。

筋論を言っても仕方がないので、どうすればいいかということを当然議論しなくてはいけないです。そうすると、入札単位の議論は置くとすると、やはり入札に係るスケジュールですね。つまり、この2ページ目の②のところが東京校に関しては苦しかったのではないか。つまり、短かったのではないかと思われます。逆に言えば、その期間を長目にとってやって、入札説明会をしていただいて、準備期間もきっちりとれるような形にして、できるだけたくさんの方に応募いただくというような道があるのではないかと私は思います。

③の委託業務範囲も、電気料金の上昇傾向、このリスクを結局誰がとるのかという問題だと思います。もし、その業者さんがとれないということであれば、これは事業者負担ではなくて、逆におたく様のほうで実費精算すればいいだけの話です。ですから、この点については、特に研修回数がふえてしまって、それを事業者に負担させるというのははつきりいってもってのほかでありますので、リスクを業者にとらせるのはそもそも間違います。したがって、この委託業務の範囲の水道光熱費の部分については実費精算をすればいい。つまり、おたく様のほうで御負担なさるという形でもいいのではないか。ただ、創意工夫を發揮いただくのが必要だと思いますので、いろいろな提案をしていただいて点数化するというような形で対応していけば、これは十分納得して参加いただけるのではないかと思います。

それから、④、⑤に関しても、これもわかりやすくすればいいだけの話ですので、これは十分に改善することができるのではないかと思います。

そういう意味で、もとのあれに戻りますが、入札単位について、今ここでもとの形というか、切り刻む形にするというのがベストな選択ではないのではないかと私としては考える次第です。ただ、これは委員の先生方の御意見もあると思いますので、ちょっと違う観点からいたただければと思いますが、小松先生、どうでしょうか。

○小松専門委員 分けるというのは1つの考え方だとは思うのですけれども、これは東京だけの措置として考えておられるのか。それとも、ほかの8校の中で、例えば三条とか関西とかは一者応札、これもあるので、この辺にも拡大して持っていくこととされているのか。その辺がちょっと読めないのですけれども、それはどうお考えですか。

○伊藤グループ長 残りの8校につきましては、昨年度御審議いただいて、3年間で一体方式で実施して、結果的に4者のそういった一者応札になったということ。今回初めてのケースなのですけれども、分割して実施してみるとのこと。残りの8校も、期間が今年度を含めて3年間で、東京校は2年間で、最後のお尻のところで契約期間が一緒に終了しますので、そのときに今回の分割のやり方が本当に複数応札につながったのかどうか。さらに、東京校の場合は、事業規模も非常に広うございますので、金額もほかの学校に比べると大きいこともあります。ですから、2年後の段階で今回のやり方が果たして

複数応札につながるかどうかというのはきちっと検証して、それで一体方式のほうがいいのであれば、そちらのほうを考えさせていただきますし、やはり分割のほうが広く応札者がふえるということであれば、そういう方向に持っていくというようなことで、今回の結果も踏まえてちょっと検討したいと思っております。

○小松専門委員 もう一点。公示というか公告から実際の入札までの期間が書いていないのですけれども、どのくらいとておられたのですか。要するに、スケジュールの問題で、スケジュールが短いという声があったのですけれども、何ヵ月ぐらいあったのですか。

○岩本審議役 34日間でございます。

○小松専門委員 1ヵ月ですか。普通、3ヵ月ぐらいないと無理ではないか。ほかの案件では大体そのくらいは確保されていると思います。やはりいろいろな業者が単独では応募できないような場合は、話をして相談して決めなければいけない部分が多いので、やはり1ヵ月というのは無理です。もしそのスケジュールがそのままであれば、恐らく分割すれば、複数応募は絶対あると思います。そういう意味では、安易なと言ったら失礼かもしれないけれども、解決方法としては非常に安易で、逆に考えれば、それはもとに戻しているだけの話であって、何のためにわざわざこういう試みをしているのかというところがちょっと見えなくなってくるような気がするのです。もともと最初から分けてやることであることであれば、それでいいのですけれども、一旦一緒にすることのメリットというのを追求されようとしたわけだから、そこは、先ほどもおっしゃっていましたけれども、ほかの要因を少し調整することによって、最初の意図が、もう少し試み、貫けないかというようなことを努力されるほうがいいのではないかと私は思うのです。

○稻生主査 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○古笛専門委員 では、少し御質問させていただきたいのですけれども、複数応札の旭川とか仙台、瀬戸、広島校のほうは、応札された方というのはいずれも共同事業体を結成されているのでしょうか。

○岩本審議役 そうでございます。

○古笛専門委員 皆さん、そういう形でしょうか。

○岩本審議役 はい。

○古笛専門委員 逆に、地方でこれだけできているのになぜ東京だけができなかつたのかがすごく不思議な感じがするのです。やはり期間的な問題とかが大きかったのではないのかなという気はすごくするのです。去年の今年で、いきなりまた大きく変えるというのもどうなのかというのはちょっと抵抗があるところです。

○岩本審議役 今回の東京校の一般競争入札については、市場化に乗せる、まさに端境期の1年間だけで、委託期間が1年間だという期間の問題もあったのかなとは考えております。

○稻生主査 ほかにいかがでしょうか。

○清水専門委員 せっかくですから、スケールメリットが出るような努力に持っていくのが本来の筋だと思うのです。期間も、2年ではなくて、延ばすなら延ばしてみて、1カ月ぐらいしかない準備期間も延ばしてみてということになるとかなり効果が出るのではないかですか。それでやったほうが筋道として説明もしやすい。

○石村専門委員 すみません。業者の方にはもう既にアナウンスを。もちろん、変更前にはアナウンスできない。変えるとまた準備で、それだけ期間を長目にとるということも当然考えていらっしゃる。まさか、また変えて、その期間が短いままでやるという形になると、当然、前年請け負った業者にほぼ決まるのではないかと考えてしまうのです。というのは、もう準備できないので。

○稻生主査 その点は要項に書き込むときに、最低限、公告期間を長目にするという工夫はされるわけですね。切り分けるにしろ、分けないにしろ。

○岩本審議役 その前にちょっと修正させていただきたいと思います。

公告からの期間でございますけれども、東京校の場合は34日ではなくて61日とってございました。済みません。訂正させていただきます。

○小松専門委員 それでも2カ月ですね。ちょっとしんどいかなという感じはありますね。

○稻生主査 監理委員会にかけるとか、こちらもいろいろ手続もあるので、そう簡単な話ではないです。また、我々が提案しているような方法で複数来なかつた場合ももちろんあり得ます。だから、どちらがいいかどうかというのは、やってみないとわからないところではあるのです。ただ、こちらとしては、正直言って、方針を大転換するには早いのではないかという感じがするのです。あれだけ議論させていただいて、切り分けるところは切り分けて、研修実施業務のオペレーションだけを施設管理とくっつけてやる。それをまだ十分試していない段階で方針を転換して、それを評価して違う地域に及ぼすというのは、やり方としてちょっとどうかなという印象を残念ながら我々は持っています。ですから、これは内部でもう一度御議論をされたほうがよろしいのではないかと言わざるを得ないところです。

確かに、契約期間もそろえたいというお気持ちはあると思うのですが、事務局の話では、別に東京校だけがずれても基本的にはまずくはないということ。であれば、じっくり3年間という形で取り組んでいただいて、そのような期間設定。せっかく検証の中で最低でも3年間という御意見があるわけだから、逆にそれは真摯に酌んでいただいて、次は3年という形でおやりになるのがいいのではないかという感じはします。

○伊藤グループ長 私どもも機構の中でそういう議論はかなりさせていただいて、そういう中で、当然、今までの議論というのも軽く見るわけではないのですけれども、私どもとしては複数の応札者を何とか確保して進めていきたい。

実は、この市場化テストではないのですけれども、経済産業省のほうでいろいろ補正事業がつきまして、その中で業務委託という形でこういった研修事業を委託に出しているケースもございまして、当然その中で応札手続をとつて何とか複数応札を確保しているケー

スもございます。そういう実績もございますので、今回こういった形でチャレンジさせていただければ、総務省のこういった一者応札回避という中でも対応できるのかなといった思いで出させていただいたということでございます。

○稻生主査 すみません。これはどうしたらしいのかな。今は平行線という感じでありまして、我々小委員会としては、再検討してくださいという形で返すところまでですか。

○事務局 そうですね。

○稻生主査 要するに、だめ出しをする権限は小委員会としてないわけですね。だから、一応再検討してくださいと言うところまでです。

○事務局 こちらから必ずだめというのも難しいのかなと思っております。もちろん、再検討していただいて、その再検討していただいた結果をもう一度御報告いただき、もう一度説明を受けるというやり方はあるかなと思っております。

○事務局 ただ、公告期間が長いか短いかということが議論になっておりますので、早く手続を進めたほうがその公告期間が長くとれることがあるので、一定の結論を本日の場で示していただいたほうが本来いいのかなと思います。

そのポイントとなっている共同企業体の話ができるかできないかというところが課題だと中小機構さんのはうはおっしゃってはいるのですけれども、実際、旭川校とか仙台校とかは複数応札になっているということなので、そこはきっちり実施要項の中で対応すべきところであれば、包括化した状態でも競争性が担保できる手法はあるのではないか。

具体的に東京校というのは、先ほどからの話にありますとおり、単年度だというところがありますので、そこが大きくネックになっている可能性があります。複数年化というところでまずはやっていただいて、包括化の中でしっかりと御議論いただくことが大事ではないかと思っております。

○稻生主査 そうなのですね。我々は、包括化というのをもう一回チャレンジしていただきたいというのがあります。できれば、それも3年。ただ、3年か2年かについては中で議論していただきいいと思うのです。全部そろえるということもあるかもしれませんので。ですが、なるべく包括化で、かつ、たくさんの応札者が来やすいような環境づくりというか、条件づくりのほうでむしろ検討をお願いしたいと思います。

○小松専門委員 そろえることの意味というのは何ですか。余りないような気がするのです。要するに、事務的に一遍にできるから楽だということぐらいしか考えられない。そうだとすれば、2年とわざわざ絞る必要はないと思うし、3年で走らせて、多かったら少しずれてもいいのではないかという気はすごくします。

それと、先ほどから言っている公告期間の問題で、このまま議論が伸びれば、多分、公告期間はどんどん短くなる。結局、おっしゃるような事態になっていくと思うのです。悪いほうにしか行かない話なので、その辺、ちょっと決断が要るような気はします。

おっしゃるとおり、分離すれば確実に複数応募があると私は思います。これはもう間違いないと思います。公告期間は短くとも、なれた仕事ですから、皆さんそのまま応募して

くると思うのです。そういう意味では、解決の方向としては、先ほどもちょっと申し上げた安易な方向だと私は思ってしまうので、もともとこういうことをやろうとする趣旨と逆行しているような気がして仕方がないです。要するに、目先の危機を避けるために非常に安易な方法に走っていると言われてしまっても仕方がないのかなとはちょっと感じるところなのです。

どうしろというのはこちらから言えないとすれば、お願いするしかないのですけれども、やはりこれだけ分析されている結果を踏まえての結論としては、分析していることと全然違うことをおっしゃっているような気も印象としてはあるので、分析の結果から読める対応策をとりあえずはやっていただくという形でどうかなと思うのです。

こんなことは我々が申し上げる筋ではないかもしれませんけれども、総務省から仮にお叱りをいただいたとすれば、こちらは弁護に回るといいますか、こちらからそのようにお願いしたという形で、中小機構さんのほうは悪くないのだというような言い方も内閣府のほうからしていただけるかもしれません。これはちょっと話が違うのかもしれませんけれども、その辺は総務省のほうでも御理解いただけるのではないかと思うのです。これは、私、総務省ではないので何とも申し上げられないのですけれども、そんなこともお考えいただければどうかなと思うのです。

○稻生主査 一応、我々のお願いはそういう話です。ですので、ちょっと再検討。この御案のとおりでは、こちらとしては今のところ納得できていないような状況でございますので、申しわけありませんが、我々の方向でとりあえず御検討していただきたいと、一応こちらとしては示させていただきたいと思います。

その上でどうしますか。これはもう一度議論をしますか。あるいは、もし我々の線で動いていただくのであれば次は実施要項（案）が出てくるわけですか。

○事務局 はい、そう考えております。それで再検討していただいた結果、機構としては分割したいということであれば、もう一度御説明いただくことにはなろうかと思っています。

○稻生主査 監理委員会に来ていただいて説明してもらうということですね。

○事務局 小委員会にもう一度来ていただく。監理委員会は9月30日なので。

○稻生主査 一応こちらは議論を尽くしてはいるので。

○事務局 監理委員会の次の開催予定が9月30日となっておりますので、その間に小委員会の開催の機会はあろうかなというところではあるのです。

○稻生主査 1回ありましたね。

○事務局 こちらでもこれ以上聞くことはないということであれば、次は監理委員会にもう一度御報告いただくというのもやり方としてはあるだろうと思います。

○稻生主査 それはお願いをせざるを得ないところです。

そういう形でよろしいでしょうか。

それでは、「中小企業大学校（東京校）の平成27年度以降の民間競争入札に関する考え方

方について」の審議はこれまでとさせていただきます。

再確認ですけれども、事務局から何か確認いただく事柄はございますでしょうか。

○事務局 先ほどの点で結構でございます。

○稻生主査 それでは、委員の先生方におかれましては、本件に関する監理委員会等の御報告、私に一任ですから、これはまだ決まらないですね。

○事務局 そうですね。機構様の検討結果を一度事務局で聞かせていただきまして、主査と相談させていただきたいと思います。

○稻生主査 わかりました。では、そういう方向でお願いをしたいと思います。

以上でございます。

本日はどうもありがとうございました。